



制度改正に伴う
専門家派遣等事業

お店のメニュー、 店頭での**総額表示**は お済みですか？



2021年**4月1日**(木)より

消費税における総額表示の
“特例”は2021年3月31日(水)で
終了します。

『**総額表示**』が**義務化**となります。

総額表示義務とは？

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う消費税課税事業者が、値札やチラシなどに、その価格を表示する際、消費税額(地方消費税額を含む)を含めた価格を表示することをいいます。消費者に対して商品の販売などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。

消費者に対しての価格表示であれば、それがどのような表示媒体によるかを問わず、総額表示が義務付けられます。 ※口頭による価格の提示は含まれません。

参照：国税庁「総額表示」の義務付け <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902.htm>

総額表示義務はなぜ必要か？

「税抜価格表示」では、レジで請求されるまで最終的にいくら払えばいいのか分かりにくく、「税抜表示」と「税込表示」が混在していると価格の比較がしづらといった状況が生じてしまいます。このような状況を解消するために消費者が値札などを見れば消費税を含む支払総額が一目でわかるようにするために義務化されます。

Before

表示する価格が
税込価格であると
誤認されないための措置

2021年3月31日(水)まで

10,000円(税別)
10,000円(税別価格)
10,000円(税抜)
10,000円(税抜価格)
10,000円(本体価格)
10,000円+税
10,000円+消費税

※表示価格は税別です。

※価格は全て税抜価格です。

After

総額表示の具体的な表示例

2021年4月1日(木)以降

11,000円

11,000円(税込)

11,000円(税抜価格10,000円)

11,000円(うち消費税額等1,000円)

11,000円

(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

このような表示が
「総額表示」に
該当します。

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。



ポイント! こちらも「総額表示」に該当します。

こちらの表記でもOK!!

○ 10,000円(税込11,000円)

支払総額である「11,000円」さえ表示されていれば、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていてもOK!
消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。

例えば「10,000円(税込11,000円)」とされた表示も、**消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば「総額表示」に該当します。**なお、総額表示に伴い税込価格の設定を行う場合において、1円未満の端数が生じるときには、その端数を四捨五入、切捨て又は切上げのいずれの方法により処理しても差し支えありません。